

池田町子ども夢事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 子どもたちのふるさとを思う気持ちを醸成し、将来への夢を抱き育む事業（以下「池田町子ども夢事業」という。）の実施に際し、必要な事項を定める。

(財源)

第2条 この要綱による事業費の財源は、池田町子ども夢基金を充てる。

(事業内容及び交付金額等)

第3条 池田町子ども夢事業は、町内に居住し、又は在学する高校生までの者を対象とした次に掲げる事業とし、事業内容及び交付金額等は別表に定めるものとする。

(1) 池田町主催事業

(2) 交付金事業

(3) 補助事業

2 前項に規定する事業は、予算の範囲内で実施するものとする。

3 自然災害等の止むを得ない事由により補助対象事業費が増加する場合にあって、事業を遂行させるために町長が特に必要と認めた場合は、別表で定めた交付金額及び補助金額を超えて交付することができる。

(事業実施対象者)

第4条 池田町子ども夢事業における交付金事業及び補助事業の事業実施対象者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) 町内を拠点として活動する団体及びグループ

(2) 町内の幼稚園及び保育園（以下「保育施設等」という。）

(3) 町内の小中学校及び高等学校

(4) 町内に事業所を有する事業者

(事前審査要望書の提出)

第5条 補助金等の交付を申請しようとする者は、事前に、子ども夢事業補助金申請事前審査要望書（別記第1号様式）を、事業を所管する担当課長（以下「担当課長」という。）に提出しなければならない。

(事前審査の添付書類)

第6条 前条に規定する、子ども夢事業補助金申請事前審査要望書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 当該年度事業計画書（別記第2号様式）

(2) 当該年度収支予算書（別記第3号様式）

(3) 前年度収支決算書（別記第4号様式）

（事前審査）

第7条 担当課長は、前条の書類を審査し、その内容が適正か否かを判断する。

- 2 担当課長は、書類を審査する上で、必要と判断した場合は、関係する外部団体に意見を求めることができるるものとする。
- 3 担当課長は、適正か否かの判断をしたときは、子ども夢事業補助金交付意見書（別記第5号様式）を作成し、第6条に基づく関係書類とともに企画財政課長に提出するものとする。
- 4 企画財政課長は、池田町補助金等審査委員会設置要綱（平成16年制定）に規定する池田町補助金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し、補助金の適否について審議を求めるものとする。
- 5 審査委員会は補助金の適否について審議し、審議結果を町長に報告するものとする。
- 6 町長は、審議結果を基に内示若しくは不採択の決定を行い、申請者に対し通知を行う。また、条件を付して内示を決定することもできるものとする。
- 7 内示の通知を受けた申請者は、交付規則第6条に従い、交付申請書を町長に提出するものとする。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助金の交付申請及び決定については、池田町補助金等交付規則（平成2年池田町規則第34号。以下「交付規則」という。）による。

（添付書類）

第9条 交付規則第14条に規定する実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（別記第6号様式）
- (2) 当該年度収支決算書（別記第7号様式）

（使途制限）

第10条 交付規則第7条の規定により補助金の交付を受けたものは、補助金を目的以外の用途に使用してはならない。

（帳簿の整備）

第11条 補助事業者は、対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、かつ、その証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保存しなければならない。

（補助金額及び事業内容の公表）

第12条 補助金額及び事業内容の公表は、補助金額確定時又は事業終了後に、広報紙又はホームページで行うものとする。

(書類の様式)

第13条 この要綱に定める当該年度事業計画書その他必要な書類の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、第4条第2号に定める補助事業に関し必要な事項は、交付規則、池田町補助金等交付基準（平成16年制定）及び池田町子ども夢事業取扱要綱に関する運用要領（平成22年制定）に基づき処理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成21年 4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 事業名 | 事業内容 | 対象者 |
|---------------|---|----------------------|
| 池田町主催事業 | | |
| 教育・芸術・文化企画等事業 | 子どもたちの将来への夢を育む事業とし、教育委員会及び町が実施主体として行う事業 | 町内に居住し、又は在学する高校生までの者 |

| 事業名 | 事業内容 | 交付対象者 | 交付金額等 |
|---------|-------------------------------|-------------------|---|
| 交付金事業 | | | |
| 学校等企画事業 | 総合的学習として、保育施設等や学校が実施主体として行う事業 | 保育施設等及び小中学校又は高等学校 | 交付対象経費の10分の10以内とする。ただし交付金額は子ども1人につき5万円を限度とし、交付金総額は100万円以内とする。 |

| 事業名 | 事業内容 | 補助対象者 | 補助金額等 |
|---------|--|-------------------------------------|--|
| 補助事業 | | | |
| 体験・交流事業 | 子どもたち対象の体験学習や宿泊交流、郷土学習、食育推進など地域を見つめ、町の歴史を学び地域との連携による事業、あるいは町外施設の体験事業への支援 | 町内を拠点として活動する団体及びグループ又は町内に事業所を有する事業者 | 補助対象経費の10分の9以内とする。ただし補助金額は子ども1人につき5万円を限度とし、補助金総額は100万円以内とする。 |
| 独自事業 | 子どもたちや教職員等のアイデアを生かした、子どもたちの夢を育む独自事業への支援 | 保育施設等及び小中学校又は高等学校の教職員や父母等で構成するグループ | |
| 人材育成事業 | 次世代の子どもたちへ伝えるための伝統芸能や技能等の保存、継承者の技術の習得、研鑽に要する経費の支援 | 町内を拠点として活動する団体及びグループ又は町内に事業所を有する事業者 | |
| その他事業 | 上記以外で趣旨に合致すると認められる事業への支援 | | |

備考 1 この表に掲げる補助対象事業において、国、道その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とする。

2 事業実施に係る収入が補助対象経費の1割を超える場合については、その超えた金額を補助金額から差し引くこととする。